
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	適用時期の検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）等（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメントは 2026 年 2 月 6 日に締め切られ、30 通のコメント・レター（団体等 20 通、個人 10 通）が寄せられた。当委員会では、これまで本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、改正後の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「改正金融商品会計基準」という。）等の適用時期について、ご意見を伺うことを目的としている。

本公開草案における提案及びコメントの概要**（本公開草案における提案）**

4. 本公開草案では、改正金融商品会計基準の適用時期について次のように提案している（金融商品会計基準案第 41 項(7)及び(8)）。
 - (1) 20XX 年 4 月 1 日[公表から 3 年程度経過した日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
 - (2) (1)の定めにかかわらず、20XX 年 4 月 1 日[公表後最初に到来する 4 月 1 日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から 20XX 年改正会計基準を適用することができる。なお、この場合には、20XX 年改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある。
5. 前項(1)について、本公開草案では次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 3 年程度とすることとしている（金融商品会計基準案第 120-4 項）。
 - (1) これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが 1 年程度のものが多い。

- (2) 財務諸表作成者における準備期間の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に原則的な適用時期までの期間を 1 年程度とすることが考えられる一方、金融機関を想定すると、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる。

他方、20XX 年改正会計基準の適用開始に係る実務上の負担への対応として、簡素化された予想信用損失の算定方法を設けていることに加え、実効金利法の適用に関する経過措置を設けていることも勘案することが考えられる。

- (3) 国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点からは、IFRS 第 9 号の原則的な適用時期が 2018 年 1 月であり、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなるため、原則的な適用時期までの期間を短めに設定することが考えられる。
- (4) 関連諸制度との関係の観点からは、20XX 年改正会計基準の影響が大きいと考えられる金融機関に対する監督が関連すると考えられる。この点については、原則的な適用時期までの準備期間として 3 年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。

(本公開草案に寄せられたコメントの概要)

6. 本資料第 4 項の提案に関して、本公開草案公表時のコメントの募集において、個別の質問項目(質問 6-1)としてコメントを募集したところ、次のようなコメントが寄せられた。なお、別紙において質問 6-1 に寄せられたコメントの全文を掲載している。
- (1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。
- (2) 原則的な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも 3 年以上、金融機関の準備負担を鑑みれば 4 年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮して頂きたい。
- (3) 強制適用の時期について、慎重な検討が必要である。
- (4) 公表日の属する事業年度の期末から早期適用を可能とすべきである。
- (5) 分類及び測定の審議を踏まえた柔軟な対応が必要である。

ASBJ 事務局の分析

7. 前項のコメントのうち、(5)については審議事項(2)-3 の公開草案に寄せられたコメントへの対応の審議において検討を行っている。次項以降では前項(1)から(4)のコメントについて、原則的な適用時期と早期適用についてそれぞれASBJ事務局の分析をお示しする。

(原則的な適用時期)**本公開草案に寄せられたコメント**

8. 本資料第6項(1)のとおり本公開草案の方向性を支持する意見が聞かれている一方、本資料第6項(2)及び(3)のように、適用までの期間をより長期とすることを求める意見やより慎重な検討を求める意見が聞かれている。
9. 適用までの期間をより長期とすることや慎重な検討を求める意見においては、その理由として次のような点があげられている。
- (1) 本公開草案は現行の金融機関の信用リスク管理及び金利収益の認識を大きく変更するものであり、金融機関では会計処理に加え、関連業務など様々な見直しが必要となる。必要な準備期間が設けられなかった場合、金融機関の体制構築が不十分なままに適用日を迎える懸念がある。
 - (2) システム開発、地域金融機関の経営環境、人的リソース等を踏まえると、改正金融商品会計基準等の円滑な導入と実務への定着を確保するためには、公表後3年という一律の準備期間を前提とするのではなく、実務対応の進捗状況や規模特性を踏まえた十分な準備期間の確保、あるいは、金融機関の規模・特性に応じた段階的な適用といった柔軟な対応について、慎重かつ実務実態を十分に踏まえた検討が行われることが望ましい。
10. 前項のとおり、適用までの期間をより長期とすべき又は慎重な検討を求める意見は、金融機関の体制整備やシステム開発に関する懸念から生じているものと考えられる。

第555回企業会計基準委員会等¹において聞かれた意見

11. 改正金融商品会計基準等の適用時期を定めるにあたり考慮すべき事項について審議した第555回企業会計基準委員会等では次のような意見が聞かれた。
- (1) 金融商品会計基準等の改正は、システム、リスク管理、管理会計及び業務体制の整備

¹ 第555回企業会計基準委員会（2025年9月3日開催）及び第244回金融商品専門委員会（2025年9月2日開催）を合わせて「第555回企業会計基準委員会等」という。

などの財務会計以外の観点においても対応が必要となることが想定されるため、十分な準備期間が必要となると考える。この点、特に金融機関にとっては、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」の適用よりも負担が大きいと考える。例えば、システムの開発には、少なくとも 3 年を要すると考える。また、監査法人との協議や、必要に応じてシステム・ベンダーやコンサルティング会社を利用することも考えられる。この場合、委託先等のリソースが逼迫し、財務諸表作成者がコントロールできない要因により対応に時間を要する可能性があることを懸念する。

(2) ステップ 2 又はステップ 4 のいずれを採用するかにかかわらず、システム及び体制の見直しが必要となることが想定されるため、数年単位の準備期間を設けていただく必要があると考える。

(3) 現行の会計基準と IFRS とを比較した場合、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損に関する部分は基準差が大きく、欧州の銀行が導入した際には相応のコストが発生したと認識している。このため、慎重に対応することが適切であり、3 年以上の準備期間を確保することが望ましいと考える。

12. また、第 244 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 2 日開催）においては、金融機関に対する監督の観点から、金融庁監督局からご説明を伺い、金融機関に対する監督の観点からは、金融商品会計基準等の改正等は銀行経営に広範かつ重大な影響を及ぼすものであることから、強制適用開始までの準備期間として 3 年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が示された。

ASBJ 事務局の分析

13. 本資料第 11 項及び前項のとおり、金融機関の体制整備やシステム開発に関する懸念は本公開草案の公表に至る審議の過程で既に認識されていたものであり、これらの懸念も踏まえて本公開草案は会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 3 年程度としている。

14. また、本公開草案の公表に至る審議の過程では、本資料第 5 項(3)のとおり、国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点から検討を行っており、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなるため、原則的な適用時期までの期間を短めに設定することが考えられるとしている。

15. さらに、本公開草案における提案に対して、財務諸表利用者からは「適用時期までの期間が極めて長いものの、一部の金融機関がシステム対応に多くの時間を要することを考慮

すれば、やむを得ないと考える。」とのコメントが寄せられており、財務諸表利用者にとっては公表から適用時期までの期間は短い方が望ましいと考えられる。

16. ここで、改正金融商品会計基準等については、その文案等について審議中であることから、公表時期を確実に見通すことはできないものの、仮に 2026 年度の第 3 四半期（10 月～12 月）に改正金融商品会計基準等の公表に至った場合、会計基準の公表から 3 年程度経過した日を適用開始日とする本公開草案の提案を具体化すると、原則的な適用時期は次の 2 つのいずれかとなると考えられる。

(1) 2029 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

(2) 2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

17. 仮に 2026 年度の第 3 四半期に改正金融商品会計基準等の公表に至った場合、前項(1)を採用すると会計基準の公表から原則的な適用開始日までの期間が 2 年 3 か月から 2 年半となる。一方、前項(2)を採用した場合には会計基準の公表から原則的な適用開始日までの期間が 3 年 3 か月から 3 年半となる。

18. この点、国際的な会計基準から乖離している期間を短縮する観点では本資料第 16 項(1)の方が望ましいものの、原則的な適用開始日までの期間を 3 年程度とした公開草案の提案に対して金融機関の体制整備やシステム開発に関する懸念が寄せられていること、及び本公開草案に至る審議の過程において公表から適用まで 3 年以上の期間が必要という意見が複数聞かれていることを踏まえると、原則的な適用開始日までの期間が 2 年半未満となる本資料第 16 項(1)では金融機関の体制整備及びシステム開発が間に合わない可能性があると考えられる。

19. したがって、改正金融商品会計基準等については、2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが考えられる。

(早期適用)

本公開草案に寄せられたコメント

20. 早期適用については、公表日の属する事業年度の期末からとすることを求める意見が聞かれている。この意見の理由として次の点が示されている。

(1) 国際的な実務との乖離が長期間に及んでいるため、企業には可能な限り早期に適用を行いたいというニーズが存在しており、本基準改正により、国際的な会計基準との整合性及び財務諸表の比較可能性を向上させることが期待されている。

(2) ガバナンス強化の観点からも、予想信用損失モデルによる信用リスク関連情報の高品質化を早期に実現することは投資家にとって有用である。

(3) 早期適用を選択する企業が増えることで、先行事例が蓄積され、全体の基準移行リスクも低減すると考えられる。

21. また、前項のコメント提出者は、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日公表) (以下「時価算定会計基準」という。) においては、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から、もしくは、2020 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の期末から適用することができるとされており、本件も同様の取扱いが可能ではないかと述べている。

ASBJ 事務局の分析

22. 本資料第 20 項の公表日の属する事業年度の期末から早期適用を求める理由については、財務諸表作成者及び財務諸表利用者のニーズを示すものであると考えられる。一方、公表日の属する事業年度の期末から改正金融商品会計基準等を適用することは可能か、次項以降において分析を行う。
23. 金融商品会計基準案では、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用としている(金融商品会計基準案第 44-3 項)。この定めは、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、また、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して設けられたものである(金融商品会計基準案第 120-5 項)。
24. ここで、本資料第 21 項において提案されている、公表日以後最初に到来する 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の期末から改正金融商品会計基準等を適用する場合を考える。この場合、適用初年度の期首時点では改正金融商品会計基準が公表されていないため、適用初年度の累積的影響額は事後的に算出することとなると考えられる。この点、前項のとおり、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用せずに適用初年度の累積的影響額を算定することは困難であると考えられる。
25. また、時価算定会計基準においては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用することとされている。一方、改正金融商品会計基準等は、予想信用損失の見積りにおいて多くの見積りや判断を求めている。このため、改正金融商品会計基準等は時価算定会

計基準と比較して、適用初年度の累積的影響額を算出するためにはより多くの事後的判断を用いることとなると考えられる。

26. これらの観点から、公表日の属する事業年度の期末から改正金融商品会計基準等を適用することは実務上困難であると考えられる。また、改正金融商品会計基準等を当期末から適用とした場合、見積りや判断の要素を用いて損益の調整が行われることも懸念される。
27. このため、早期適用については本公開草案の提案を維持することが考えられる。仮に 2026 年度の第 3 四半期に改正金融商品会計基準等の公表に至った場合、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から改正金融商品会計基準等を適用することができるようにすることが考えられる。

事務局の提案

28. 改正金融商品会計基準の適用時期について次のように定めることとしてはどうか。
- (1) 2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (2) (1)の定めにかかわらず、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。なお、この場合には、改正金融商品会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある。

ディスカッション・ポイント

本資料第 28 項の事務局提案についてご意見をいただきたい。

以 上

別紙：コメント対応表の抜粋

論点の項目	コメントの概要
6-1.1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。 (CL11 有限責任 あずさ監査法人、CL14 日本公認会計士協会、CL15 EY 新日本有限責任監査法人、CL18 有限責任監査法人トーマツ)
	全面的に同意する。 (CL26 田淵 隆明)
	強制適用の時期については、システム開発やドライランを考慮すると、本公開草案で示されている3年程度の期間が必要であり、提案に賛同する。 (CL1 生命保険協会)
	同意する。 (理由等) 基準公表後、3年程度の準備期間はシステム対応を考慮しても妥当と考える。 (CL2 日鉄ソリューションズ株式会社)
	本公開草案の提案に同意する。質問6-1に対応する我々のアンケートのQ6-1では、「同意する」が78.6%、「同意しない」が7.1%、「どちらともいえない」が14.3%であった。 提案に同意しない意見もあったが、適用時期までの期間が極めて長いものの、一部の金融機関がシステム対応に多くの時間を要することを考慮すれば、やむを得ないと考える。 (CL13 公益社団法人 日本証券アナリスト協会)
6-1.2) 分類及び測定の審議を踏まえ	3年程度とする本案に同意しますが、別途審議が開始された「分類・測定」と同時に適用することがより効率的であるケースも想定しうるため、今後の「分類・測定」審議動向を踏まえ、柔軟に対応することが必要と考えます。

論点の項目	コメントの概要
た柔軟な対応が必要である。	(CL23 服部 隆)
6-1.3) 強制適用までの期間を延長すべきである。	公表から3年程度経過した4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用すると提案されている。しかしながら、新基準適用に備えたデータ検証作業やシステム改修に相応の時間を要することが予想され、適用までの期間が公表から3年程度では、十分な準備ができない懸念がある。今回提出した意見に配慮いただいた場合であっても、適用時期として提示された3年程度について、さらなる長期化の時間的猶予をいただきたい。 (CL5 農林中央金庫、CL6 全国農業協同組合中央会、CL10 全国漁業協同組合連合会)
6-1.4) 原則的な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも3年以上、金融機関の準備負担を鑑みれば4年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮して頂きたい。	(対象文書) 本公開草案全体 (項目・論点) 適用時期 (意見等) 原則的な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも3年以上、金融機関の準備負担を鑑みれば4年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮していただきたい。 (理由等) 本公開草案における会計基準は、債権単位・相対的アプローチに基づいた信用リスク管理を基礎とする予想信用損失モデルへの変更を行うものであり、これまでの債務者単位・絶対的アプローチ、及び過去貸倒実績を基礎とした金融機関の信用リスク管理を根底から変更するものである。また、金利収益の認識についても、関連する手数料・費用を含めた実効金利法への変更を行うものであり、現行の約定金利をベースとした金利収益の認識を大きく変更するものである。

論点の項目	コメントの概要
	本基準への対応として、金融機関では会計処理に加え、関連業務など様々な見直しが必要となる。 まず、本基準を実務に適用するにあたっては、当初認識時からの信用リスクの増大を追跡できるように債権単位でのデータ管理が必要となるほか、実効金利法の適用のため、多種多様な手数料・費用と金融資産との紐づけが必要となり、根幹となるシステムや業務フローに大幅な変更を加える必要がある。また、そうして算定される貸倒引当金や金利収益に関し、その正確性を担保できるよう、堅固な内部統制を構築する必要がある。さらに、予想信用損失モデルは将来予測情報を引当に反映させるものであり、恣意的な算定とならないように、経営陣含めた堅固なガバナンス体制を構築することが求められる。 また、本基準は金融機関の関連業務にも大きく影響する。本基準の3つのステージに基づく相対的アプローチの導入は、現行の旧金融検査マニュアルの債務者区分をベースとした自己査定の在り方に大きな見直しを迫るものであり、枠組みの変更のみならず、融資の査定現場においてその理解を浸透させる必要があることを踏まえると、相応な準備期間が必要となる。また、債権単位での管理や、実効金利法の導入は、債権等のプライシングを含めた管理会計の在り方にも見直しが必要となり、これらも融資現場における理解の浸透が必須となる。加えて、当局の法令等との関係では、銀行法施行規則に基づく「リスク管理債権」の報告内容も今後の制度に合わせて ASBJ 基準への対応と同時並行にて進めていく必要がある。 最終基準の公表から強制適用までの期間が長い場合、その間、国際的会計基準と整合しない状態が続くことになる点は理解しているが、必要な準備期間が設けられなかった場合、金融機関の体制構築が不十分なままに適用日を迎える懸念がある。その場合、財務諸表の正確性に懸念が生じるのみならず、新しい自己査定実務や管理会計、信用リスク管理全般が不安定なまま適用時期を迎えることとなり、我が国の金融システムの安定性にも大きな懸念を生じさせかねないものと考えている。 (CL17 一般社団法人全国銀行協会)
6-1.5) 強制適用の	適用時期として示された「3 年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。

論点の項目	コメントの概要
時期について、慎重な検討が必要である。	今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム対応等にも一定の期間を要することが見込まれる。 したがって、寄せられたコメントに加え、委員以外の対象法人における事務負担やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定すべきである。 ※ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」第 120-4 項等 (CL3 一般社団法人全国信用金庫協会、CL4 一般社団法人全国信用組合中央協会)
	適用時期として示された「3 年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム投資及び内部統制等の整備にも一定の期間を要することが見込まれる。 したがって、寄せられたコメントに加え、事務負担やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定していただきたい。 (CL7 一般社団法人 全国労働金庫協会)
	適用時期について 本会計基準の適用時期については、公表から概ね 3 年程度の準備期間が想定されているものと理解している。 しかしながら、後述のとおり、当業態を取り巻く実務環境やリソース制約等を踏まえると、画一的な適用時期を前提とするのではなく、十分な準備期間の確保、又は規模特性等を踏まえた段階的な適用について検討することが不可欠であると考え。 なお、1990 年代後半に行われた会計基準の抜本的な見直しにおいては、引当金算定の前提となる自己査定の導入に際し、その試行から実務として定着するまでに相当の期間を要したことは周知のとおりである。

論点の項目	コメントの概要
	今回の会計基準改定は、それに匹敵する影響を実務にもたらすものであり、基準の円滑な導入と実務への定着を確保する観点からも、適用時期の設定にあたっては、十分な準備期間を前提とした慎重な検討が行われることが望ましい。 (1) STEP4に係るシステム・実務基盤の制約 - 本会計基準における STEP4 は、日本独自の制度設計であり、現時点において、当該手法に対応した汎用的なパッケージシステムは存在していない。 - そのため、多くの金融機関においては、個別開発や既存システムの大幅な改修を前提とした対応が不可避であり、実務負担の軽減を目的とした STEP4 であっても、システム対応の観点からは、むしろ原則的手法以上に時間を要する可能性がある。 - また、システムベンダー側の人的リソースにも制約がある中で、地域銀行が一斉に STEP4 対応を進めることは、現実的な開発スケジュールの観点からも困難が想定される。 (2) 足元の経営環境と人的リソースの制約 - 我が国では約 30 年ぶりに「金利のある世界」へと転換しており、銀行業務の基幹である ALM 運営や金利リスク管理の再構築が喫緊の経営課題となっている。 - このため、多くの金融機関において、本部機能を中心とした人的リソースは、ALM 対応や収益構造改革に大きく割かれている状況にある。 - こうした状況下で、信用リスク管理や会計基準対応に関しても大規模な制度対応を同時並行で進めることは、実務上、相当な負荷を伴うものと考えられる。 (3) 地域銀行の人員構成・実務慣行の特性 - STEP4 の採用が想定される地域銀行においては、長年にわたり、貸倒引当実務や信用リスク管理の枠組みに大きな制度改正がなく、それを前提とした人員配置や業務分担が行われてきた経緯がある。

論点の項目	コメントの概要
	- このため、大規模な会計基準改正に即応できる専門人材や体制が十分に確保されていないケースも少なくない。 - また、本会計基準が求める将来予測情報の反映についても、地域経済や中小企業金融と密接に関係する日本固有の事情を踏まえた検討には、相応の試行期間と運用の蓄積が不可欠である。 (4) 求められる対応 - 以上を踏まえると、本会計基準の円滑な導入と実務への定着を確保するためには、公表後3年という一律の準備期間を前提とするのではなく、実務対応の進捗状況や規模特性を踏まえた十分な準備期間の確保、あるいは、金融機関の規模・特性に応じた段階的な適用といった柔軟な対応について、慎重かつ実務実態を十分に踏まえた検討が行われることが望ましい。 (CL16 一般社団法人 第二地方銀行協会)
6-1.6) 公表日の属する事業年度の期末から早期適用を可能とすべきである。	早期適用については、適用可能な時期を極力前倒しするよう検討いただきたい。 IFRS 第9号は2018年1月以降に開始する事業年度から適用されており、国際的な実務との乖離が長期間に及んでいる。そのため、企業には可能な限り早期に適用を行いたいというニーズが存在しており、本基準改正により、国際的な会計基準との整合性及び財務諸表の比較可能性を向上させることが期待されている。また、ガバナンス強化の観点からも、ECLモデルによる信用リスク関連情報の高品質化を早期に実現することは投資家にとって有用である。更に、早期適用を選択する企業が増えることで、先行事例が蓄積され、全体の基準移行リスクも低減すると考えられる。日本企業の海外展開や資本市場での競争力維持のために、導入可能な企業における早期適用の前倒しを認めていただきたい。 具体的には、早期適用の時期を公表日の属する事業年度の期末からとしていただきたい。2019年7月4日公表の、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」においては、2020年4月1日以後開始する事業年度の期首から、もしくは、2020年3月31日以後終了する事業年度の期末から適用することができるとされており、本件も同様の取り扱いが可能ではないかと考える。

論点の項目	コメントの概要
	なお、この場合も、本公開草案に記載のとおり、ECL の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、遡及適用しないことが妥当であるとする。 (CL1 生命保険協会)

以 上